第二十四条～第二十六条　［略］	**第二十五条～第二十七条**　［同上］
第二十六条の二　［略］	**第二十七条の二**　［同上］
第二十七条　［略］	**第二十七条の三**　［同上］
（教育課程調査官）	（教育課程調査官）
第三十八条　研究開発部に、教育課程調査官三十六人を置く。	**第三十八条**　研究開発部に、教育課程調査官三十七人を置く。
2　［略］	2　［同上］
（総括研究官の総数）	（総括研究官の総数）
第五十二条　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三号第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十四人とする。	**第五十二条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三号第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十五人とする。
備考　表中の［一］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項、第三十八条の三第一項、第三十八条の四第一項、第二項及び第四項並びに第四十一条の二第二項及び第三項並びに労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条の規定に基づき、並びに労働基準法を実施するため、労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条　使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。	**第五条**　使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。
一　（略）	一　（略）
一の二　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。）	一の二　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
一の三　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。）	一の三　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
二～十一　（略）	二～十一　（略）